

## マージン率等に係る情報提供

株式会社ブレイン・ゲート 名古屋本社

2022年4月15日

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：2021年4月～2022年3月)

### 記

- 1 派遣労働者の数（実績） 34名
- 2 派遣先の数（実績） 18社
- 3 マージン率 39%
- 4 派遣料金 32,891円（1日平均8時間当たりの平均）
- 5 派遣期間中の派遣労働者の賃金 20,178円（1日平均8時間当たりの平均）

### 6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

| 教育訓練       | 対象者         | 方法     | 費用負担 | 賃金支給 |
|------------|-------------|--------|------|------|
| 新規採用者訓練    | 雇用時         | OFF-JT | 無償   | 有給   |
| ソフトウェア開発研修 | 雇用時,派遣中,待機中 | OFF-JT | 無償   | 有給   |
| ビジネススキル研修  | 雇用時,派遣中,待機中 | OFF-JT | 無償   | 有給   |
| リーダー研修     | 入社3年目以上     | OFF-JT | 無償   | 有給   |

キャリアコンサルティングの相談窓口 総務・人事部 TEL 052-581-2911

- 7 派遣労働者の待遇に決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
  - ・労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和5年3月31日）
  - ・協定労働者の範囲（情報処理・通信技術者として業務に従事する従業員）

## マージン率等に係る情報提供

株式会社ブレイン・ゲート 東京本社

2022年4月15日

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：2021年4月～2022年3月)

### 記

- 1 派遣労働者の数（実績） 28名
- 2 派遣先の数（実績） 29社
- 3 マージン率 39%
- 4 派遣料金 37,317円（1日平均8時間当たりの平均）
- 5 派遣期間中の派遣労働者の賃金 22,708円（1日平均8時間当たりの平均）

### 6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

| 教育訓練       | 対象者         | 方法     | 費用負担 | 賃金支給 |
|------------|-------------|--------|------|------|
| 新規採用者訓練    | 雇用時         | OFF-JT | 無償   | 有給   |
| ソフトウェア開発研修 | 雇用時,派遣中,待機中 | OFF-JT | 無償   | 有給   |
| ビジネススキル研修  | 雇用時,派遣中,待機中 | OFF-JT | 無償   | 有給   |
| リーダー研修     | 入社3年目以上     | OFF-JT | 無償   | 有給   |

キャリアコンサルティングの相談窓口 総務・人事部 TEL 052-581-2911

- 7 派遣労働者の待遇に決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
  - ・労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和5年3月31日）
  - ・協定労働者の範囲（情報処理・通信技術者として業務に従事する従業員）

## マージン率等に係る情報提供

株式会社ブレイン・ゲート 大阪支社

2022年4月15日

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：2021年4月～2022年3月)

### 記

- 1 派遣労働者の数（実績） 48名
- 2 派遣先の数（実績） 25社
- 3 マージン率 20%
- 4 派遣料金 27,270円（1日平均8時間当たりの平均）
- 5 派遣期間中の派遣労働者の賃金 21,848円（1日平均8時間当たりの平均）

### 6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

| 教育訓練       | 対象者         | 方法     | 費用負担 | 賃金支給 |
|------------|-------------|--------|------|------|
| 新規採用者訓練    | 雇用時         | OFF-JT | 無償   | 有給   |
| ソフトウェア開発研修 | 雇用時,派遣中,待機中 | OFF-JT | 無償   | 有給   |
| ビジネススキル研修  | 雇用時,派遣中,待機中 | OFF-JT | 無償   | 有給   |
| リーダー研修     | 入社3年目以上     | OFF-JT | 無償   | 有給   |

キャリアコンサルティングの相談窓口 総務・人事部 TEL 052-581-2911

- 7 派遣労働者の待遇に決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
  - ・労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和5年3月31日）
  - ・協定労働者の範囲（情報処理・通信技術者として業務に従事する従業員）